

## 【騒音の規制基準】

騒音規制法で定める特定建設作業を実施するときは、以下の規制基準を順守すること。

|                  |   |
|------------------|---|
| 基準値              | 85 デシベル(dB)   |
| 作業時刻             | 第 1 号区域:午後 7 時～午前 7 時の時間内でないこと。<br>第 2 号区域:午後 10 時～午前 6 時の時間内でないこと。 |
| 1 日当たりの<br>作業時間※ | 第 1 号区域:1 日当たり 10 時間を超えないこと。<br>第 2 号区域:1 日当たり 14 時間を超えないこと。        |
| 作業期間             | 連続 6 日を超えないこと。  |
| 作業日              | 日曜日その他の休日でないこと。   |

(注) 1. 基準値は特定建設作業の場所の敷地境界線での値。

2. 基準値を超えている場合、騒音の防止の方法のみならず、1 日の作業時間を※欄に定める時間未満 4 時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令できる。

3. 地域の区分(石垣市告示第 64-2 号、最終改正:平成 24 年 3 月 30 日)  
第 1 号地域は、第 1 種、第 2 種、第 3 種区域及び第 4 種区域のうち学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診察所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね 80 メートルの区域内で、第 2 号区域は第 1 号区域以外の地域のことをいう。